

東日本大震災に係る被災代替住宅用地の特例について

被災住宅用地*の所有者等が、当該被災住宅用地に代わる土地（以下「代替土地」といいます。）を令和9年3月31日までに取得した場合（当該被災住宅用地が福島県の区域内にあるものは代替土地を令和11年3月31日までに取得した場合）、従前の住宅用地面積に相当する分はその土地が更地等であっても取得後3年間に限り住宅用地とみなして、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が設けられています。

※ 本来、住宅用地の価格の特例は、住宅が建設されている土地にのみ適用可能です。

※ ただし、特例措置の適用期間内に代替土地を事業所用地、貸し駐車場等のように別の用途に利用されていた場合は特例の適用からはずれ、その後に更地に戻しても再度特例の適用にはなりません。

* 被災住宅用地とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について住宅用地の特例適用を受けたものをいいます。当該土地が共有物である場合には、その持分を有する方を含みます。

●特例措置を受けるためには、申告が必要となります。

☆特例措置を受けることができる方

1	平成23年度賦課期日（1月1日）における「被災住宅用地の所有者」
2	「被災住宅用地の所有者」が個人である場合、その方について相続があったときにおけるその方の相続人
3	個人である「被災住宅用地の所有者」の三親等内の親族で、「代替土地」の上に新築される家屋に当該「被災住宅用地の所有者」と同居する予定である方（提出された書類により市長が認める場合に限りです。）
4	「被災住宅用地の所有者」が法人である場合、合併又は分割があった後はそれぞれ合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人

（裏面「提出書類」もご覧ください）

☆特例措置を受けるための提出書類

【郡山市内の「被災住宅用地」の「代替土地」について郡山市長に申告する場合】

	提出いただく方	提出書類
①	全 員	<p>(1)東日本大震災に係る被災代替住宅用地申告書</p> <p>申告書には、以下の記載が必要であり、場合によっては<u>登記事項証明書等</u>の提出をお願いすることがあります。</p> <p>ア 「被災住宅用地」及び「代替土地」の所有者の氏名及び住所 (法人の場合は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地)</p> <p>イ 「被災住宅用地」及び「代替土地」の<u>所有地</u></p> <p>ウ 「被災住宅用地」の<u>面積</u> (共有物であるときは、持分の割合に応ずる「被災住宅用地」)の面積)</p> <p>エ 「代替土地」の<u>面積</u> (共有物であるときは、持分の割合に応ずる「代替土地」)の面積)</p> <p>オ 「代替土地」を住宅用地として使用する予定であることの<u>誓約</u></p> <p>カ その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>(2)個人番号確認書類及び本人確認書類</p> <p>番号法に基づき、申告書提出の際、個人番号(マイナンバー)・法人番号の記入に併せて個人番号確認及び本人確認をさせていただきます。確認書類については別紙をご確認ください。</p>
②	表面の「☆特例措置を受けることができる方」の2、3、4の方	<p>提出書類①に加えて、</p> <p><u>戸籍の謄本(法人に係る登記事項証明書)</u> など相続人等に該当する旨を証する書類</p>
③	表面の「☆特例措置を受けることができる方」の3の方	<p>提出書類①、②に加えて、</p> <p>「被災住宅用地の所有者」と同居する予定であることの<u>誓約</u></p>

※ 郡山市外の「被災住宅用地」の「代替土地」について郡山市長に申告する場合は、平成23年度において被災住宅用地が住宅用地の特例を受けていたことが分かる書類が必要です。

(小規模住宅用地及び一般住宅用地特例の適用面積が分かるものをお願いいたします。)

※ 具体的な手続き等については、資産税課までお問合せください。

問合せ先：郡山市税務部資産税課土地係 電話 (024) 924-2091